

岡崎市工事金入り設計書の情報提供に関する事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が情報公開を総合的に推進するため、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号。以下「条例」という。）第22条の規定により、金入り設計書を情報提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(提供する情報の範囲)

第2条 この要領により提供する情報は、工事の金入り設計書（当初設計書に限る。）で、次に掲げるもの（これらに類するものを含む。）とする。ただし、単価契約による工事は除く。

1 土木

- (1) 表紙
- (2) 内訳表
- (3) 明細表
- (4) 代価表
- (5) 積算情報表

2 建築

- (1) 表紙
- (2) 工事費内訳
- (3) 工事種別内訳
- (4) 種目別内訳
- (5) 科目別内訳
- (6) 中科目別内訳
- (7) 細目別内訳
- (8) 共通費（積上）明細

3 提供する情報は、契約締結後のものとする。

4 対象期間は、申請日から過去2年度までとする。

(情報提供の申請)

第3条 前条の情報の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、Grafferスマート申請システム（以下「システム」という。）に、次に掲げる事項を入力することにより、市へ申請するものとする。

- (1) 申請者が個人の場合にあっては郵便番号、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレス、申請者が法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の郵便番号、所在地、名称、代表者の氏名、電話番号、連絡担当者の氏名及び電子メールアドレス
- (2) 管理番号（契約番号）、工事の名称、場所及び発注課の情報

(情報提供の方法)

第4条 情報提供する情報の写しの交付は、システムにより行う。

2 交付する電子ファイルは、PDF形式とする。

(費用の負担)

第5条 情報提供に係る手数料は、無料とする。

(適用除外)

第6条 第2条以外の金入り設計書の情報提供は、情報提供を希望する工事の担当課に金入り設計書情報提供申請書（別紙様式）を提出し、電子メールにより写しの交付を受けるものとする。

附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

金入り設計書情報提供申請書

年 月 日

(宛先)岡崎市長

(申請者) 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

Email

次のとおり工事金入り設計書の情報提供を申請します。

管理番号	
工 事 名	
場 所	
担 当 課	